

大森駅山王口地区まちづくり協議会会則

(名称と範囲)

第1条 本会は、大森駅山王口地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

2 大森駅山王口地区の範囲は、山王一・二・三・四丁目の山王地区五町会内とする。

(目的)

第2条 協議会は、参加者の総意に基づく運営により、地域の特性を生かす「魅力あるまちづくり」を目指し、総合的かつ全体的な構想のもとに実効性のあるまちづくり事業の推進を目的とする。

(参加資格)

第3条 協議会の参加資格は、次の各号に定める者とする。

- (1) 大森駅山王口地区内の自治会・町会
- (2) 大森駅山王口地区内の商店会
- (3) 大森駅山王口地区内の活動団体
- (4) 大森駅山王口地区内に居住する団体及び個人
- (5) 大森駅山王口地区内の土地・建物を所有する団体及び個人
- (6) 大森駅山王口地区内のまちづくりに協力する団体及び個人

(参加者の権限)

第4条 協議会の参加者の権限は、次の各号のとおりとする。

- (1) 総会で定める会費を納入する者 総会で発言権及び議決権を持つ。
- (2) 総会で定める会費を納入しない者 総会で発言権を持つ。

(活動内容)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の各号の事項を行う。

- (1) まちづくりのあり方について、参加者の意見に配慮し、合意形成に努めること。
- (2) まちづくりに必要な情報の収集、提供、調査及び研究を行うこと。
- (3) まちづくり計画をまとめ、関係住民の同意に努めること。
- (4) 区策定のまちづくり計画について、検討し意見を述べること。
- (5) まちづくりのコンサルタント・プランナーを選定し、その助言及び助力を受け、まちづくり構想計画を策定すること。
- (6) その他、まちづくりに関すること。

(資産の構成)

第6条 協議会の資産は、次の各号により構成する。

- (1) 第4条第1号に規定する参加者が納める会費
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄付金、協賛金
- (4) 区助成金

(5) その他の収入

(資産の管理)

第7条 協議会の資産は、会長が管理し、その方法は総会の決議を経てこれを定める。

2 協議会の経費は、資産をもって支弁する。

(役員)

第8条 協議会は、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名以上
- (3) 会計 2 名以上
- (4) 会計監査 2 名以上

2 役員は、総会において第 4 条第 1 号に規定する参加者の中から選任する。

3 役員に欠員が生じても、協議会の運営に支障のないときは、これを補充しないことができる。

(役員の職務及び任期)

第9条 協議会の役員の職務は、次の各号によるものとする。

- (1) 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。
- (3) 会計監査は会計を監査する。

2 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(運営等)

第10条 協議会において決定すべき事項は、関係住民と協議し、合意に達するまで努力する。

2 協議会における決定事項及び必要と認められた事項は、随時、関係住民に周知する。

3 協議会は原則として公開とし、関係住民及び協議会の承認を受けた者は、傍聴し参考意見を述べることができる。

4 協議会は、必要に応じて区その他行政機関の出席、資料の提出を求めるものとする。

(総会)

第11条 協議会は、総会を毎年開催し、その他必要の都度、臨時総会を開催するものとし、いずれも会長が参加者を招集する。

2 総会で決議すべき事項は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 会則の変更・改正
- (2) 解散
- (3) 役員の任免
- (4) 第 4 条第 1 号に規定する参加者の承認
- (5) 事業計画並びに収支予算の決定・変更
- (6) 事業報告及び収支決算の承認
- (7) その他、協議会の運営を遂行するための事項の決定・承認

3 協議会の参加者の 3 分の 1 以上の連名をもって、会議の目的たる事項を示して総会開催請求を行われたときは、臨時総会を開催しなければならない。

4 総会及び臨時総会の開催は、召集日の 5 日前までにその目的である事項及び日時・場所を示した書面をもって、

参加者に通知しなければならない。

5 総会で決議すべき事項は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは会長が決定する。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、会長宅に置く。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日より始まり翌年の3月31日をもって終わるものとする。

(付則)

この会則は、昭和62年4月1日から施行する。

(付則)

この会則は、平成9年6月30日から施行する。

(付則)

この会則は、平成13年6月28日から施行する。

(付則)

この会則は、平成23年4月1日から適用する。